

広島市水道局規程第1号

令和7年3月3日

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上裕之

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

第1条 広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年広島市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第20条」を「第22条」に改める。

第2条 広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を次のように改正する。

第11条中「第22条」を「第27条」に改める。

#### 附 則

この規程中第1条の規定は令和7年3月8日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。